

会津若松市公募型指名競争入札実施要領

(平成22年12月17日決裁)

(平成23年3月17日決裁)

(平成24年10月26日決裁)

(平成27年3月23日決裁)

(平成28年3月28日決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、公募型指名競争入札（指名競争入札により契約の相手方を決定するにあたり、あらかじめ業務の内容及び入札参加資格要件等について公示したうえで、入札参加希望者を募集し、希望者の中から入札参加者を指名する方式の入札をいう。以下同じ。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 公募型指名競争入札の対象とすることができる業務（以下「対象業務」という。）は、次に掲げる要件に該当する委託業務で、市長が特に必要と認めた業務とする。

- (1) 入札参加者を公募することが望ましい業務
- (2) 通常の業務に比べて、高い専門性が求められる業務又は安全性及び質の高いサービスの提供が求められる業務で、いずれも入札参加者について入札前に資格、施行能力等の事前確認が必要な業務

(入札参加資格者)

第3条 公募型指名競争入札の参加申請をすることができる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 入札参加申請時から入札時までにおいて、会津若松市入札参加資格者名簿への登録があり、かつ、対象業務ごとに定める業種に登録されていること。
- (2) 入札参加申請時から入札時までにおいて、対象業務ごとに定める地域要件（登録事業所の所在地要件）を満たしていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (4) 入札時において、会津若松市工事等入札参加停止措置基準（平成10年5月28日決裁）に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 入札時において、他の入札参加申請者と資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) その他、対象業務ごとに定める入札参加資格要件を満たしていること。

(公告)

第4条 市長は、前条に規定する公募型指名競争入札への参加申請をすることができる者の要件のほか、対象業務の概要、入札参加申請の手続その他必要と認める事項について明示した入札公告を指定掲示場所及び会津若松市ホームページにおいて公表するものとする。

(公募型指名競争入札参加申込書等の提出)

第5条 対象業務の入札に参加申込みをしようとする者は、前条の公告で定める期限までに、公募型指名競争入札参加申込書（第1号様式）に市長が指定する書類を添付して持参することにより提出しなければならない。

(設計図書等の質問)

第6条 設計図書等への質問がある場合は、第4条の公告で定める質問期限までに、質問書（第2号様式）により市長に質問をすることができる。

2 市長は、前項の質問に対し、質疑応答書（第3号様式）によりすみやかに回答するものとする。

（入札参加申込者の資格審査）

第7条 入札参加申込者に対する資格審査は、対象業務の担当課長が行う。ただし、1件の予定価格が1億円以上の場合には、会津若松市入札契約審査会規程（平成16年4月1日会津若松市訓令第3号）に規定する会津若松市入札契約審査会において審査を行うものとする。

（指名業者の決定）

第8条 前条の資格審査の結果をうけて、契約権者（会津若松市財務規則（平成5年会津若松市規則第12号）第2条第10号に規定する契約権者をいう。）は、入札参加資格を全て満たす者を指名するものとする。

（通知事項）

第9条 市長は、前条の規定により指名業者を決定したときは、第4条の公告で定める日に、指名した申請者に対しては指名通知書により、指名しなかった申請者に対しては指名しなかった理由を記載した文書により通知するものとする。

（公募型指名競争入札の中止）

第10条 市長は、やむを得ない事情が生じた場合には、入札を中止し、又は延期することができる。

（公募型指名競争入札の成立）

第11条 第8条の規定により決定した指名業者の数が2に満たない場合にも、公募型指名競争入札は成立するものとする。

（価格内訳書の提出及び無効）

第12条 入札に参加する者は、入札に際し入札書とともに価格内訳書を提出しなければならない。

2 市長は、入札後、価格内訳書を確認した結果、積算に疑義が生じた場合には当該入札者に説明を求めるとともに、積算内容が法令に違反することが明らかな場合には、当該入札を無効とすることができる。

（その他）

第13条 この要領に定めのない事項は、委託業務の指名競争入札に関する諸規定等の例によるものとする。

附 則

この要領は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年10月26日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、決裁の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の会津若松市公募型指名競争入札実施要領の規定は、平成27年4月1日以後に契約を締結する業務等から適用し、同日前に契約を締結する業務等については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。